

ヤルトロフスク市保存フォンド保管センターから返還された ロシア国立歴史文書館史料について

アレクサンドル・ソコロフ

今年で設立三〇〇年を迎えるロシア国立歴史文書館 (PIIA) には、一八世紀から二〇世紀最初の四半世紀以前の時期に及ぶ史料が収められている。

総長二二〇kmに及ぶ棚には七二〇万件のファイルが保管されており、そのうちの七〇%以上はロシアの歴史文化遺産で、唯一無二の極めて価値の高いものである。

既に一九五〇年代、ソ連邦では、他の多くの先進諸国の場合と同様に、最も価値が高く情報量が多い史料を対象に、原本が失われた場合に備え、その史料情報の相当部分を保存することを目的に、マイクロフィルム化し、大量の保存フォンドの作成を始めた。史料閲覧の際、原本に代えてその複製品を使用するため、マイクロフィルムのネガと同時に、ポジも作成された。保存フォンドの保管場所として、西シベリアの奥地に位置する町、ヤルトロフスク市が選ばれた。マイクロフィルムのネガとともに、絶対的に極めて価値の高い史料の原本をも同地に保管し、各文書館にはその複製を置くことが計画された。

一九六九年に建物完成し、「重要フォンド保管部」(現保存フォンド保管センター)が執務を開始した。

その前年の一九六八年七月一日、この保管庫の利用改善に関する提議がなされた。国立中央総文書館庁長官により、ヤルトロフスクへの搬出対象となるフォンドには補遺目録を作成し、ソ連邦閣僚会議管轄下の

中央文書局 (CAK) に付託することが提起された。他に先駆けて搬出対象となったのは、マイクロフィルム化が済んだフォンドの保存コピー、及び「利用度は低いが価値の高い史料」であった。¹⁾

かくして、当時は研究者が利用することも出来ないヤルトロフスクの「重要フォンド保管部」への搬出が予定されたものは、各文書館には複製品がまだない史料であった。

ヤルトロフスクへの搬出対象とすべきフォンド目録が、ソ連邦国立中央歴史文書館(現ロシア国立歴史文書館)において作成され、一九六九年一〇月末、同文書館首脳によって中央文書局に提出された。搬出作業そのものは二回に分けて行われた。最初に搬出されたのは、ロシア帝国政府最高機関(閣僚委員会、及び、閣僚会議)の史料を対象とした保存フォンドのマイクロフィルム(ネガ)、さらに、元老院関連フォンド中の個々の原史料であった。二回目の搬出対象とされたのは、元老院関連フォンドの個々のオーピシであった。それらは、元老院各局の全体会議²⁾、元老院第一局³⁾、第三局(官位紋章局)⁴⁾、第二局(農民階級局)、第二控訴局⁶⁾、第三控訴局⁷⁾(刑事局)、第三局(土地分界局)⁹⁾、第四局(裁判局)¹⁰⁾、刑事控訴局¹¹⁾、民事控訴局¹²⁾、控訴局の全体会議と連絡会議のフォンド¹³⁾、さらに、全体会議と国家会議各局の控記録集成(Φ.1159)¹⁴⁾、(国家管理の実質的にすべてのフォンド(Φ.576)であった。

その結果、一九六九年から一九七三年にかけて、元老院関連の史料

(Φ.1330, Φ.1341, Φ.1344, Φ.1345, Φ.1346, Φ.1347, Φ.1350, Φ.1352, Φ.1354, Φ.1363, Φ.1364) がヤルトロフスクに搬出されたが、全体会議と国家会議各局の控記録集成、及び、国家管理のフォンドは搬出対象とされず、文書館保管として残された。

各文書館の史料原本を「重要フォンド保管部」に搬出した理由は、新保管庫の一層完璧な利用という公式な理由の他に、当時のソビエト連邦国連邦中央国立歴史文書館の保管庫内のスペースが十分でないこと（当時のすべての国立文書館は同様であった）、とりわけ、元老院の建物の三階に置かれていた保管庫は老朽化し、危険を伴う状態にあり、そのフォンドを移動させるためのスペース確保が不可欠だったこと、さらにまた、大部分の保管庫の棚は過密状態であったことが挙げられる。

可能性としては、さらにもうひとつ、公表されなかった理由が考えられる。当時支配的であった、ソビエト・イデオロギーの枠内に存在していた歴史的価値のヒエラルキーでは、文書館史料の一部のものが最重要視され（例えば、革命運動史）、それ以外の史料は遥かに価値の低いものとみなされており、また、ある一部の文書は、機密扱いにこそされていなかったものの、それを一般に公開することは好ましくないと見なされていたのである。

革命前の元老院関連史料には、特権階級の人間の不動産所有権に関する情報が含まれており、土地が個々の家系や一族、ある人が貴族階級に属することを明記したもの、革命前のロシアにおける法文化の水準が高度であったことを裏付けるものなどがあり、好ましくないと考えられたのであろう。ヤルトロフスクへの搬出はそれら史料の利用を制限するため、恰好の口実となったのであろう。

文書館員たちは、大量の史料群の「シベリア流刑」の結果生じるマイナス面を最少に留めるよう努力した。ヤルトロフスクへの搬出対象とさ

れたのは、元老院各局の全体会議、及び、個々の局の日誌と裁定、判決、控記録であった。裁定の写し、あるいはその結論部分は、原則として元老院のそれぞれ対応するファイルの中に収められている。しかしながら、元老院の全体会議ならびに個々の局の活動に関する情報を最も集中したかたちで含んでいる史料群は、もともと事実上利用対象から除外されていたことから、元老院関連史料を利用する際、煩雑さが生じていたことは言うまでもない。元老院関連フォンドの利用度が今日に至るまで低く、これらフォンドの史料価値にふさわしくないというのも、あながち偶然ではない。

「重要フォンド保管部」に搬出された史料が入っていたフォンドの構成と内容は、歴史学者のみならず、祖国の歴史に関心を持つ人にとっても極めて興味深いものである。

なかでも最も多様性に富む史料は、元老院第一局のフォンドのものである。

元老院第一局は一七六三年一月一日に、国家行政、及び、地方行政の懸案に関する審議、及びすべての財政事案の監察のために設立された。その後、省庁制度の導入に伴い、第一局の機能の大部分が、閣僚会議、内務省、法務省の管掌となった。第一局の業務対象は以下のようなものであった。

事案の裁定過程、及び、文書作成の正確さの監視。

法令、勅令、命令の公布、各部署へのそれらの伝達、及び、その正確な実行の監視。

元老院公報と元老院布告（一八三八年以降）、及び、政府立法・命令集（一八六二年以降）の定期的発行。

元老による監察の任命、及び、監察対象各県の状況に関する元老の報告に対する指示。

職務犯罪に関する事案の進行促進。

上位四等級の官吏への官位授与、免職、褒賞、特権、特典の下賜（一八四六年以降）。

法に則つての地方行政役職官吏、及び、地方行政の職務内容の裁定。

地方行政役職官吏、及び、地方行政の不正行為に対する檢察官の異議申し立て（一八六六年以前）。

行政役職官吏の責任に対する各省の係争事案。

国事犯罪関連の恩赦、及び、判決の軽減に対する皇帝詔書の適用。

農民虐待と浪費に関し、当該地主の土地を後見下に置く事案。地主に對する農民の不服従（一八六一年以前）。地方の裁判機関、及び、行政機関の裁定に對する私人の提訴に関するもの。

身分証規定、検閲規定、出版規定、流刑者に對する、規定違反事項に對する地方行政機関の指示（一八九〇年以降）。

貴族階級、及び、商人階級による選挙、選挙人の不正とのその責任追究。

役職官吏の不正行為によりもたらされた損害に對する補償請願（一八七七年以降）。

婚外子認知に関する事案、司法行政官、市役所、市議會の設置、地方警察の人事構成承認に関する事案、市の歳入、租税、徴税管理に関する事案、市の回収不能滞納金免除に関する事案。

市街地への建築、市街地整備の監視（一八三二年以来）。

都市計画の承認、都市に對する紋章下賜。

知事、及び、最高行政機関の指示に對する市からの訴願。

内務大臣、あるいは、知事が承認した市議會の決議、及び市業務に関する県会の決議に對する訴願（一八七〇年以降）。

政府機関、及び、民間機関に對する請願、地方自治会決議に對する知

事の異議（決議に對する内務大臣の不同意に則つてのもの）、知事、及び、最高行政機関の指示に對する地方自治会の訴願（一八六四年以降）。外国の宗教に関する訴訟、ロシア国籍取得に関する事案の審議（一八五二年以前）。

租税機関の文書作成規律の監視、県及び郡の行政分割・分界に関する資料の作成。

県行政の人事構成に関する事案。

税務所報告の審議。

農奴税、相続税、市税、地方自治会税の徴収。

国有財産の賃貸・売却取引に関する各省庁の報告。

税務所裁定に對する訴願の審議、市税、及び、地方自治税に関する係争（一八六四年以後）。

農地調停官の選出（一八六六—一八七〇年）。

各税、及び、租税賦課に對する訴願、各滞納金の徴収と免除。

国庫への酒類徴集を入札から代理人に委託する事案（一八九五年以降）。

酒場、酒舗、酒店、酒造場などの開業許可。

ロシア在住外国人に関する事案（一八二六年以来）。

異常事件に関する情報収集。

鉱業に對する最高度の監視。

工場の開設許可、労働者、及び、国有地農民に對する係争の審議（一八六一年以前）。

生産企業への土地、及び、森林用地割当、鉱山、採石場、炭坑に関する事案。

森林保全・保護の監視。

人頭税の修正、登録、除外業務の管轄（一八〇三年から一八六一年以

前)。

農奴身分からの逃散農民に関する事案の審議。

納税階層者の公務への採用の審議。

農地調停裁判管区の設置、農地調停官の承認に関する事案の審議。

農地調停裁判官の任命(一八六二年)、一八六四年からは地方自治会、及び、市行政機関に関する事案の審議。

さらに第一局では次のような事案の審議も行った。

軍人に対する最高裁判決の執行(一八三二年以降)。

軍法会議による処罰。

軍行政各機関の改変、屯田兵、少年兵【капиталист】。

脱走兵、逃散民、逃亡農奴の逮捕者。

陸軍、及び、海軍各省庁の受注業務の承認。

受注業務、物品納入の際の不正決済に対する提訴。

回収不能延滞金、回収不能請求金の免除。

不測の事故、自然災害、外敵による財産強奪に伴う損失への国庫負担。

穀物価格、飼料価格。

県の兵役局に対する陳情(一八七四年以降)、兵役終了、兵役免除納

付金証、兵士とその家族への年金、手当(一八七四年以降)。

軍用自動車の徴用(一九一七年)。

国家経済に関する懸案事項(国民の食糧、都市、農村における穀物販

売所の開設、民営企業、国営企業、発明等に対する特典、ロシア領土内

での外国人入植者居住地、全国営建物の建築・修繕工事等)の実行。

市会、地方自治会の義務。

交通・連絡路管理。

郵便担当庁。

宗教関連庁(宗務院の通達に従っての各宗教官庁に対する勅令・命令、

教会所有に關しての県行政機関の対応、その裁定に対する宗務院による(処理)。

外国宗教の管理、及び、外国宗教に対する訴訟。

外国貿易、及び、国内商業。

外国と締結した条約、協定、協約の公布、ロシア駐在外国領事の承認、

外国駐在のロシア大使及び領事の官位任命、外交団成員に関する勅令の公布。

ロシア叙勲局に關する立法、及び、職務立法の公布。

叙勲局への陳情。

御料地、及び、宮廷關係省庁に關する懸案事項。

一八七〇年に都市条例が導入されて以後、第一局は以下に關する事案

も取り扱うことになった。

手工業、作業場、職人層の管理(規定違反)。

鉱山規定、鉱物資源採掘ための土地の割り当て、鉱石工場の開設(一

八九三年以降)。

森林保全・保護委員会の裁定に対し農業・国有財産省が承認したこと

に対する訴願。

農業規定違反。

県学校委員会の裁定、教育施設の開設に対する国民教育省の指示に対

する訴願。

古儀式派、分離派、外国宗教信仰者に關する特別制限法、及び、条文

の適用と解釈。

濫費に対する後見。

薬局、個人診療所、歯科診療所の開設願。

戸籍謄本、及び、家族構成簿の訂正。

個々の移住地の大村落への移行。

公共的必要性のための土地の強制収用、及び、一時的使用。
納入、下請、賃貸の契約書。

一万ルーブル以上の滞納金の免除に関する各省の上申（一九一五年以前）、団体及び組合の登録と閉鎖。

分離派及び古儀式派。

階級権利等。

元老院第一局のフォンド史料には、以下に関する同局の事案、日誌、裁定が含まれている。

県の行政管理と経済状態、都市の住民、国家机关の活動、元老による監察。

商業と産業の歴史、農民の状態、入植者と移住者。

ロシア国内各民族の状態、政令、法令、勅令の公布、国際条約の公布。

地方国家机关の活動。

地方行政機関の不正行為に対する私人の提訴、職権乱用に関する官吏の責任追及（一八〇六から一九一七年以前）。

地主の領地に対する後見。

貴族及び商人による選挙、都市自治機関と都市の財政。

手工業者及び小商人団体の管理。

上級官吏への登用。

酒税徴収代理権及び酒の密造取締り、酒造工場、酒類間接税。

塩税徴収代理権、塩の採取、保存、買い上げ。

国庫からの私人及び団体に対する年金、手当、貸付の支給。

国庫未納金の徴収と回収不能未納金の免除。

銀行及びその他の貸付機関、慈善局。

工場の設置。

鉱物採掘のための土地の割り当て、生産企業に対する土地、及び、森

林の割り当て、鉱山、採石場、炭坑。

森林保全・保護、様々な必要に応じた木材供与、不法伐採。

国庫小作年貢金の【казённых оброчных статей】終身所有化、及び、賃貸譲渡。

監察の執行。

個人の俸給額登録及び削除。

自由耕作者への解放農民の登録。

農民による地主所屬からの離脱。

労働者、及び、私企業に徴用された国有地農民。

納税階層の公職任用。

農地調停裁判官と農地調停官の承認。

農地調停裁判管区の設定。

地方行政機関、都市自治機関の役職官吏の選出。

地方自治会の活動、一八六一年から一九一七年以前の市の徴収金。

「外国の」（すなわち正教でない）宗教、分離派、古儀式派。

印刷規定、身分証規定その他の違反。

手工業税の課税、生産企業、各種団体、組合、銀行に対する割当、及

び、歩合への課税金、紋章、船舶、港湾に対する課税金。

市所有不動産からの税。

商業規定違反税、農奴税、相続税、市徴収金、地方自治会納入金

【земские повинности】の徴収。

国有財産の売却、及び、賃貸取引の承認。

資産税。

労働者の保険。

国家手工業税。

保険税。

私人対象の所得税の導入。

報告義務のある企業からの【отчётных предприятий】追加産業税。

一八八二年から一九一七年までの都市計画と都市建設。

個々の移住地の大村落への移行。

県会の兵役担当部署に対する徴兵免除に関する陳情。

教育施設閉鎖。

教育委員会の裁定と国民教育省の指示に対する訴願。

個人診療所と薬局の開業。

浪費に対してその財産を後見下に置くこと。

様々な納入契約の承認。

省庁の申告に則つての滞納金免除。

国庫、及び、民間の負債補填のための財産の入札売却。

紋章、艦船、港湾に対する税、及び資産税。

市所有不動産に対する税。

ロシア国内における外国人土地所有者に対する、あるいは、外国人による土地使用の撤廃に関する勅令公布、それに伴う撤廃リスト登録に対する提訴、一九〇五—一九一六年間の国会、及び、制定会議等への選挙。

官位紋章局史料も極めて価値の高いものである。官位紋章局は特別な国家機関で、階級の権利、貴族特典の保護、貴族の国家勤務経過状況の確認を行っていた。

一七二二年一〇月二二日、階級権利、及び、貴族の義務に関係する数多くの様々な事案を処理するために、紋章事務局が創設された。事務局は一七六三年一二月一五日に元老院付属紋章部と改名され（一七六三—一九四八）、貴族名簿の管理、紋章状、紋章証明書、紋章附控の下付、貴族階級への編入を取り扱った。

一八四八年五月一二日紋章部は紋章局に改組された。一九一七年五月

に第三局と改名されたが、同年一月二二日に廃止された。廃止後、第三局の紋章部は紋章博物館に改組され、一九一八年六月一日から統一家文書フォンドに独立組織として入った。

このフォンドには以下に関する日誌、裁定、事案が含まれている。

一八一三—一九一七年における貴族名簿への編入。

一八〇〇—一九一六年における男爵、伯爵、公爵の称号下賜。

一八五〇、一八六五—一八八二、一八八八—一九一七年における一代貴族の権利付与。

一八三〇—一九一七年間の世襲名誉市民、一八九〇—一九一七年間の一代名誉市民の権利付与。

一八〇二—一九一六年、ポーランド王国の世襲貴族。

一八一八—一九一七年、姓の譲渡、それに伴う称号と紋章の譲渡。

姓の切り替え（一八四二—一九一七年）、修正、変更（一八一七—一九一七年）。

一八八五—一九一七年、養子事例（опека）。養子に対し、養親の姓、父称、階級権利の付与（一八五〇—一八七〇年、一八七六—一九一七年）。

一八七三—一九一七年の貴族権剥奪。

一九七六—一九一九年の帝室紋章、州・県・市・貴族の紋章等。

元老院第二局（農民局）の史料は、主に一九世紀八〇年代から二〇世紀初めのものである。

元老院第二局（農民局）は、農奴解放後の農民に関する事案の解決に当たる最高上告裁判所として一八八四年一月二四日に創設されたが、その前身は、第一局管轄下の特別農民訴訟部（一八八二—一八八四）であった。第二局は、法の適用と省庁の定められた権限遵守の正当性を判断し、県役所、及び、大臣の上申に関する事案を審議した。一八八九年からは、県長制度が置かれていない県の農民担当局に対する提訴を審議

した。第一局管轄下の特別農民訴訟部（一八八二—一八八四）であった。第二局は、法の適用と省庁の定められた権限遵守の正当性を判断し、県役所、及び、大臣の上申に関する事案を審議した。一八八九年からは、県長制度が置かれていない県の農民担当局に対する提訴を審議

するための控訴機関であった。

第二局の管掌事案は以下のようなものであった。

社会整備、及び、農民と零細業者に付与される土地、地役、放牧地、漁業に対する権利の裁定に関する管理。

農民、及び、零細業者の土地割り当て法令に従って供与された権利の行使、古儀式派と旧教派、及び、西部地方（コヴェンスク県、ヴィレンスク県、グロドネンスク県、一八八六—一九〇六年）の「第二階級自由民」の土地使用。

旧永代小作人の土地使用。

村長の活動監視。

バルト地方各県の警察署長、及び、県農民担当局への訴願（一八八九—一九〇六年）、農民共同体による、その成員に対しての「不道德」行為を理由とする追放判決、共同体法に基づき個人所有である「分与地」に対しその持ち主の個人所有強化」に関する県土地整理委員会の裁定に対する提訴（一九〇六—一九一七）。

一般的、及び、個別的な【土地】再分割、減価【*skhuka*】、割増【*hakuka*】。

農地所有権証書規定の承認、旧南西地方における分与地の割り当て。

地主と一時的拘束農民との間の係争、土地の共同体所有から戸別所有への変更、戸別所有から共同体所有への変更。

農民土地銀行の協力下での分与外の土地の社会的所有、個人所有への変更、農民分与地の制限。

「鉄道敷設のための土地接収に対する報奨金」支給。

地下使用の手続き、その他の土地関係の係争。

「旧ポーランド王国」の農民階級の権利、及び、その権利行使の範囲決定。

僧侶階級の地役権の承認。

後見設置。

土地課税、学校、及び、養老院の建設と維持に対し、農村共同体から支払われる補助金。

第二局の史料の中に含まれている控記録、日誌、裁定、事案には以下のものである。

農民の土地所有、経済、行政状況。

土地関係の係争、村落共同体、及び、地方自治会徴収金課税。

村行政機関の不正行為。

世帯分割【*sewinihi parien*】へ後見。

農民共同体への農民受け入れと排除、共同体からの農民の離脱と農園への移動と土地の個人所有化、土地の購入、売却、交換。

県土地整理委員会裁定に対する提訴。

農民の土地使用、土地交換、その他。

元老院控訴局（第二局、第三局）の史料は、革命前ロシアの民法の歴史、同様に、土地所有と財産関係の歴史、さらに、個々の家系、一族、個人の歴史に関する貴重な情報源である。

これらの局は一七六三年一月一日に創設され、一八〇五年に元老院第二控訴局、元老院第三控訴局という名称になり、それぞれの管轄下にある地域を対象とした民事の最高裁判機関であった。第二局が管掌していたのは以下の地域の案件である。アルハンゲリスク県、ピテブスク県（一八四〇年以降）、ヴォログダ県（一八二一年以降）、ヴァツク県（一八二一年以降）、コストロマ県（一八二一—一八六七年）、モギリョフ県（一八四〇年以降）、ノヴゴロド県（一八六七年以前）、オロネツ県、ペテルブルグ県（一八〇九年以前）、プスコフ県（一八六七年以前）、スモレンスク県、トヴェリ県、ヤロスラヴリ県（一八二一—一八六七年）、

ドン・コサック軍管区(一八一〇年から)、ベッサラビア州(一八二五—一八二七年)、一八六八年からはアストラハン県、ヴォロネジ県、エカチエリノスラフ県、クルスク県、ニジエゴロド県、スタヴロポリ県、タヴリチエスカヤ県、ヘルソン県、クバン・コサック軍管区、テレク・コサック軍管区。第三局の管掌下にあったのは主に西部各県に関する案件であった。

第二控訴局、第三控訴局のフォンドには日誌と裁定、及び、以下に関する事案が含まれている。

農民に対する地主の虐待。

農奴身分からの逃亡の試み。

農奴の売却。

様々な人間に対する土地、及び、農民の下賜。

地主、農民、教会間の土地紛争、不動産の抵当、抵当更新、分割。

領地に対する後見。

遺言状の認定(一八二六年以降)と執行。

手形、及び、借借書に従っての負債取り立て。

負債の代償としての土地売却、債務の徴収。

職務上の犯罪(第二局)。

科学アカデミー、大学、芸術アカデミー、医務省、帝室駅通官房

【*Школьная дворянская канцелярия*】、中央宮廷官房、主馬寮、狩猟庁、(ペ

テルブルグ・宮殿) 建築官房、警察本部、郵便事業、バルト港湾、クロ

ンシタット運河、ラドガ運河の業務、郵便中継地、道路、運河、堤防、

渡し場の建設と維持。

各県への警察設置。

モスクワの収入と支出(一八〇〇年)。

ウクライナからカフカスへのコサックの移住(一七九八年)。

モギリョフ県におけるギリシア人、ルーマニア人、セルビア人の権利。地主への土地、農民の下賜(一七九七—一八六一年)。

領地の所有権、抵当、売却に関する係争。

農奴制からの逃亡の試み(一八〇五—一八二五年)。

逃亡者をかくまう行為。

西部各県における穀物十分の一税【*песчина*】(一八一八年)。

農奴所有権。

地主への逃亡農民の返還、農民の地主への不服従に対する懲罰(一七

九七—一八六一年)、農奴制からの逃亡の試みに関する噂の流布に対す

る懲罰(一八〇四年)。

地主による農民虐待(一八〇五—一八六一年)。

貴族による選挙(一七九七—一八〇五年)。

地主、農民、教会間の土地係争(一八〇五—一八八八)。

カトリック修道院の収入(一八〇五—一八二五年)。

領地に関する禁止事項の申し渡し(一八〇五—一八二五)。

領地に対する後見(一八二五—一八八八年)。

動産および不動産の分割、抵当、抵当更新(一八六二—一八八八年)。

遺言の執行(一八二六—一八八八年)。

金銭請求、訴訟、手形による徴収(一八〇五—一八八八年)。

破産、破産管理の設定と解除(第三局に関するもの)。

以上に劣らず興味深いのが、元老院第五局の史料である。この局は一

七六三年二月五日に創設された(当初は第四局、一八〇五年一月二七

日に第五局と改称された)。この局は刑事に関する最高上告機関であっ

た(裁判制度改革以前)。ただし、特に重要な一部の事案に関しては第

一審機関でもあった。

第五局のフォンドに入っているのは、以下に関する日誌、裁定、事案

である。

地主の農民虐待（一七九七—一八六一年）、領地の差押え（一七九七—一八二六年）、農民騷擾、農奴制依存からの離脱の模索（一七九七—一八二六）、農民による森林の無許可伐採（一八二六—一八六一年）、職人騷擾（一八二六—一八三八年）、兵役放棄と忌避（一七九七—一八九九年）。

軍の各部隊への制服支給（一七九七—一八二六年）。

聖物冒涇、流神（一七九七—一八二六年、一八六二—一八九九年）、分離派、分派（一七九七—一八九九年）、

役職犯罪（一七九七—一八二六年、一八六二—一八九九年）。

貨幣・紙幣の偽造（一七九七—一八二六年、一八六二—一八九九年）、密輸、酒の密造（一七九七—一八九九年）。

逃散逃亡行為（一七九七—一八六一年）、窃盗（一七九七—一八六一年）、強盗、殺人（一七九七—一八九九年）。

極めて価値の高いのが、元老院土地分界局の史料である。この局は一七九四年六月二三日に創設され、土地分界事案に関する最高行政機関、かつ、最高裁判機関であった（一八七〇年以降は最高裁判機関としてのみ）。一八九四年一月二五日に第三局と改称された。一八九八年六月二日に元老院第四局、元老院第五局と統合され、裁判局に改組された。土地分界局のフォンドに収められているのは、以下に関する日誌、裁定、事案である。

土地分界裁判所の設立、各県における全体的土地分界。

地主、修道院、教会、聖職者、軍隊、国有地と御料地の農民、市、工場に対しての不足土地、放牧地の割当、分割。

森林区画、及び、土地区画の分与。

所有権に関する係争。

土地分界に関する和解口述記録【Исполнительные сказки】。

自費による【Копиями】土地分界と特別土地分界。

年貢免除、年貢延滞金の免除（一七九七—一八九九年）。

後見、相続権、領地売却、領地抵当、負債、損失に関する民事案件（一八六六—一八九九年）、土地分界計測器具に関する日誌、指令、事案。

地図の作成、石版印刷、複製。

地図、土地台帳の点検。

地区、郡、総督管区、県の境界図（一七八一—一七八三年）、及び、添付物。

県の地図とそれに対する経済考察（一七七七—一八〇二年）、その他の文書、図版資料。

元老院裁判局（第四局）は一八九八年六月二日に、民事と刑事の審理（改革前の裁判所で行われていたもの）、及び、土地分界訴訟の審理のための最高控訴機関として創設された。同局が審議対象としていたのは以下の事案である。

一八六四年の裁判制度改革以前における裁判局の裁定と判決に対する不服申立、裁判所の裁定に対する控訴。

在コンスタンチノーブル大使館の裁判委員会、在テヘラン公使館、在北京公使館の裁判部における財産訴訟。

ローマカトリック教会庁【Римско-католическая коллегия】、及び、ルター派教会総事務局からの訴訟。

商業裁判所の事案。

土地分界事項に関する地方機関への提訴。

裁判局のフォンドには、以下に関する日誌、裁定、事案が収められている。

農民と地主の土地係争に関する地方裁判機関の裁定に対する控訴。

相続人、及び、若年者の不動産の売却、抵当、再抵当。

使用禁止 [запрещены] 領地、長子世襲領地、後見下の領地の売却。

ザバイカル・コサック軍管区用地の制限に対する土地委員会裁定への提訴、カルムイク人の土地での家畜放牧に対してのコサックからの罰金徴収。

別荘地の分界、分界線と分界目印の更新、農民分与地のある領地の分界。

売買契約。

雇用契約。

離婚訴訟。

知的能力の検査。

刑事事件。

在コンスタンチノーブル大使館の裁判委員会の裁定、在ペルシャ公使館、在テヘラン公使館、及び、在北京公使館の裁判部の財産訴訟に関する裁定に対する控訴。

貿易係争に関する商業裁判所の裁定に対する控訴、支払い不能な債務者、商店の経営破綻、支払い不能な債務者に関する破産管理局の裁定に対する訴願、手形、及び、借用書に従っての徴収。

財産の売却請願、抵当、及び、抵当更新等。

一八六四年の裁判制度改革以後は、元老院の刑事控訴局と民事控訴局が最高上告機関となった。両局が創設されたのは一八六六年四月一六日である。

この両局のフォンドには、以下の事案に関する日誌、決定、裁定、判決が含まれている。

革命運動、社会運動、民族解放運動への参加としては次のもの。
ストライキ、デモ（一八六八―一九一八年）、労働者、及び、軍隊内

部への革命宣伝、秘密印刷所・印刷・配布活動（一八八九―一九一八年）、及び、非合法出版物・宣伝ビラの所持（一八六八―一九一六年）。
農民の動揺としては次のもの。

地方官憲、警察、軍隊に対する抵抗、領地の荒廃（一八六八―一九一八年）、官有林、及び、地主所有林の伐採、革命集会への参加。

工場企業規定違反、出版物での誹謗。

分離派への帰属（一八八九―一九一八年）。

詐欺、横領、偽造、殺人（一八六八―一九一八年）。

国事犯罪と役職犯罪、及び、出版規則違反に関する事案への裁判院 [судебная палата] 判決に対する控訴（一八八三―一九一八年）。

反政府言動、官憲への抵抗、職務犯罪、偽造、横領、殺人に関する局の裁判所（第一審）の事案（一八六八―一九一六年）。

上級役職官吏の裁判事案（一八六三―一九一七年、刑事控訴局）。

調停判事、及び、予審判事の役職犯罪に対する責任追及（一八六六―一八八〇年）。

負債、及び、損失・身体傷害に対する補償金の取り立て。

後見問題。

土地、及び、他の不動産所有、土地及び建物の賃貸、地主と農民の間での土地分界に関する係争の解決。

相続権。

地役権。

契約違反、商取引違反。

私人、及び、私企業での労働報酬。

一九〇五―一九〇六年間の農民騷擾、及び、ストライキ時の火災により土地所有者ならびに工場主が被った損害に対する被害者からの保険会社への補償請求など（民事控訴局）。

元老院各局全体会議は勅令によって制定されたが、そこでの審議事案は次のようなものであった。

各局に累積した事案で、元老の意見の不一致により審議未了のもの。皇帝の命令により裁定見直しのため差し戻されたもの。

各局の役所が受了したもの。法解釈を必要とするもの。

様々な他の理由で持ち込まれたもの(国庫利益違反、裁定執行不履行、あるいは、裁定遅延等)。

元老院各局全体会議のフォンドに収められている史料は次のようなものである。

第一局から第四局及び土地分界局の全体会議(二七九六―一八〇五年)。

元老院の臨時的各局の全体会議(二七九六―一八〇五年)。

第一局から第三局の全体会議(一八〇五―一八一三年)。

第四局、第五局及び土地分界局の全体会議(一八〇五―一八一三年)。

元老院ペテルブルグ各局の全体会議(一八一三―一八二七年)。

第一局から第三局の全体会議(一八二七―一八四八年)。

元老院の臨時全体会議(一八三二―一八四三年)。

第一局から第三局及び官位紋章局の全体会議(一八四八―一八八三年)。

第四局、第五局及び土地分界局の全体会議(一八二七―一八八三年)。

第一全体会議(第一局、第二局、官位紋章局、一八八三―一九一七年)。

第二全体会議(裁判局、及び、いずれか一つの控訴局、一八八三―一九一七年)。

またこのフォンドには以下の事案解決に関する日誌、裁定、判決、及び事案が含まれている。

農民の所有権(二七九七―一八六一年)、土地所有権(二七九七―一九一八年)、その他の不動産所有権(一八八四―一九一七年)。

不動産所有権の承認(二七九七―一九一七年)、借用書による回収。役職犯罪に対する責任追及(二七九七―一九一七年)。

農民による農奴制従属からの離脱の模索(一八〇七―一八六一年)。契約不履行による損害賠償請求(一八〇七―一九一七年)。

酒税徴収代理権者からの滞納金徴収(一八〇七―一八八三年)。関税、税金、商業懲罰金、滞納金徴収、商業施設開設の許可(一八八三―一九一七年)、返済不能な債務者(二八〇七―一九一七年)。

役職の承認と解雇(一八八三―一九一七)。

一八六三年のポーランド蜂起の参加者の領地没収、同参加者の負債の徴収(一八六四―一八九九年)。

また、以下に関する元老院モスクワ各局の全体会議の日誌、裁定、及び、事案が収められている。

地主による農民虐待、逃亡農民、農民による農奴制従属からの離脱の模索。

土地係争。

係争対象の土地の分界、領地、工場の売却。

不動産相続権の承認。

貴族による選挙(一八一五―一八七〇年)等。

元老院控訴各局の全体会議、及び、連合会議のフォンドには、以下の史料が一括して収められている。

控訴各局の全体会議(一八六六―一九一七年)。

第一局と控訴各局との全体会議(一八六六―一九一七年)。

第一局と控訴各局との連合会議(一八四四―一九一七年)。

第一局と刑事控訴局との連合会議(一八七七―一九一七年)。

第一局と刑事控訴局との連合会議(一八七七―一九一七年)。

第一局と刑事控訴局との連合会議(一八九〇―一九一七年)。

第一局と民事控訴局との連合会議（一八七七一—一九一七年）。
第一局と民事控訴局との連合会議（一八九〇—一九一七年）。

控訴各局の全体会議で扱われていたのは、法解釈の問題、裁判所に對する特別命令の検討、裁判機関官吏に対する懲戒処分、刑事裁判権に関する論争の決着、刑事控訴局の判決に対する審議と異議申し立て、国事犯罪案件の審議のための元老院特別会議の判決に対する控訴と異議申し立てであった。第一局と控訴各局との全体会議で扱われたのは、刑事裁判事件の解決、役職官吏の行為によって引き起こされた損害の補償請求に関する第一局と国家控訴局の連合会議の裁定に対する控訴の検討であった。第一局、第二局、控訴各局の連合会議では、元老院第二局（農民局）省庁に関する案件の法解釈の問題が扱われていた。第一局と控訴各局の連合会議で扱われていたのは、裁判法と裁判機関の役職官吏の監視、裁判機関の上級役職官吏の裁判所への引き渡し事案であった。第一局と刑事訴訟局の連合会議、及び、第一局と民事訴訟局の連合会議で扱われたのは、役職犯罪の嫌疑を受けた者を裁判所に引き渡す事案に対する行政権力と檢察機関との意見の相違に対する上申許可、及び、行政省庁の役職官吏の無為及び職務遅滞によってもたらされた損害賠償請求に関する事案であった。以上の他に、上記と同じ局の連合会議で法務大臣の提議に従って行われるものもあり、そこでの審議事項は、裁判事案について県会が下した裁定、及び、地方自治会長、市裁判官、郡会の法的効力ある判決が下された刑事事件。

このフォンドに収められているのは以下に関する日誌、各種裁定、及び、事案である。

文書事務規定、及び、裁判規定の有効条項違反に対する裁判機関職員
の責任追及。

裁判機関の文書事務監査。

裁判機関職員の不作為、あるいは、職務怠慢によりもたらされた損害賠償請求（一八七三—一九一八年）。

上級役職官吏（第四階級から第一階級）の不作為によりもたらされた損害賠償、裁判制度、裁判手続、行政司法に関する一般の問題（一八六六—一九一七年）、県行政職員の不作為、職務怠慢によりもたらされた損害賠償（一八六六—一九一七年）、農民の土地使用、開墾関連訴訟に対する県会、地方自治会長による郡会の裁定の見直し。

役職犯罪事案の裁判所への引き渡し。

法解釈、農民・地主間の土地紛争の解決。

バシキール人、チェブチャリ人、ユダヤ人の土地所有権、その他。

ヤルトロフスクの保存フォンド保管センターに引き渡された元老院各局、及び、全体会議の資料（日誌、各種裁定、決議、判決、控記録）は、それら機関の権限に入るすべての事案に対する情報を最も集約したかたちで含んでいる。これらの情報は、ロシアの経済、中央行政、地方行政、裁判制度、訴訟手続、内政、社会運動の歴史、個々の家系、一族、個人の歴史に関する極めて貴重な原史料である。

ロシア国立歴史文書館が新館に移転した結果、十分な場所が確保され、上記の史料の最適な保管態勢に向けての全必要条件が整った。

総長四、三三〇mに及ぶ棚に置かれていた史料は、二〇〇九年一月にヤルトロフスク市から戻ってきた。それらの史料は、研究者にとり、長年、事実上利用不可能なものであり、従って研究されることも公刊されることもなかったが故に、極めて大きな学問的興味を提供するものである。

搬入されたフォンドに関する必要な整備作業が終了した暁には、この唯一無二の原史料の総体は、ロシア及び外国の研究者にとって利用可能なものとなるであろう。

（翻訳：有泉和子）

保存ファンド保管センターから返還された
ロシア国立歴史文書館史料ファンド

番号	ファンド番号	ファンド名称	オービシ番号	オービシ名称	返還された史料数
1	1330	Общие собрания департаментов Сената 元老院各局全体会議	10	元老院各局全体会議の日誌、裁定、判決 1796-1917	2680
2	1341	Первый департамент Сената 元老院第一局	177-242 541 544	日誌、裁定 1861-1917 1797-1917 控記録 (Мемории) 1868-1917	5500
3	1343	Третий департамент Сената (Департамент герольдии Сената) 元老院第三局 (元老院官位紋章局)	52	日誌、裁定 1799-1917	1999
4	1344	Второй (крестьянский) департамент Сената 元老院第二局 (農民階級局)	1 314	日誌、裁定 1882-1917 控記録 1882-1917	904
5	1345	Пятый (уголовный) департамент Сената 元老院第五局 (元老院刑事局)	1-7 7a-44 45-51 52, 53 54-72 73-77 78-80 81-91 92-97 349 350-352 353 354 355	第一部裁定 1834-1840 日誌、第一部裁定 1840-1899 第二部裁定、1834-1840 日誌、第二部裁定 1841-1842 日誌、第二部裁定 1843-1861 日誌、第二部裁定 1863-1866 日誌、第二部裁定 1867-1869 日誌、第二部裁定 1870-1880 日誌、第三部裁定 1834-1839 日誌、第一部裁定 1797-1897 日誌、第一部裁定 1845-1862 日誌、第二部裁定 1860 日誌、第一部裁定 1808-1840 日誌、第三部裁定 1824-1838	5452

6	1346	Второй (апелляционный) департамент Сената 元老院第二控訴局	1-11 12-42 140	裁定 1830-1840 日誌、裁定 1846-1877 日誌、裁定 1798-1830 1841-1845 1847	2550
7	1347	Третий (апелляционный) департамент Сената 元老院第三控訴局	1-23	日誌、 第一部裁定	
8	1350	Третий департамент Сената (Межевой департамент Сената) 元老院第三局 (元老院土地分界局)	1-7 8-55 311	裁定 1834-1842 日誌、裁定 1843-1899 日誌、裁定 1797-1899	1383
9	1352	Четвертый департамент Сената (Судебный департамент Сената) 元老院第四局 (元老院裁判局)	1-5 6-19	日誌、裁定 1899-1903 裁定 1904-1917	
10	1354	Общие собрания и Соединенные присутствия кассационных департаментов Сената 元老院控訴局全体会議、 元老院控訴局連絡會議	2	元老院控訴局 全体会議、 元老院控訴局 連絡會議 日誌、裁定 1878-1917	979
11	1363	Уголовный кассационный департамент Сената 元老院刑事控訴局	1	日誌、裁定、決議 判決 1866-1917	8033
12	1364	Гражданский кассационный департамент Сената 元老院民事控訴局	16	日誌、裁定、決議 1856-1917	2528

[注]

- (1) Архив РТИА. Оп. 10. Д. 567. Л. 32-35.
- (2) РТИА. Ф. 1330.
- (3) РТИА. Ф. 1341.
- (4) РТИА. Ф. 1343.
- (5) РТИА. Ф. 1344.
- (6) РТИА. Ф. 1346.
- (7) РТИА. Ф. 1347.
- (8) РТИА. Ф. 1345.
- (9) РТИА. Ф. 1350.
- (10) РТИА. Ф. 1352.
- (11) РТИА. Ф. 1363.
- (12) РТИА. Ф. 1364.
- (13) РТИА. Ф. 1354.
- (14) Архив РТИА. Оп. 10. Д. 568. Л. 80 об. -81.